

四日市市告示第15号

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年1月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成24年四日市市告示第153号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
交付対象者	（略）	交付対象者	（略）
事業対象活動	（略）	事業対象活動	（略）
交付金の額	（ア）、（イ）及び （ウ）（略） <u>（エ） 農林水産省生 産局長が定める単価</u>	交付金の額	（ア）、（イ）及び （ウ）（略） <u>（エ） 10a 当たり 5,000円</u> <u>（農林水産省生産局長 が別に定める作物に ついては3,000 円）</u>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の事業に係る交付金から適用する。

（商工農水部農水振興課）